

2 貴職が国に対して求めた確約書ですが、私たちは前従のとおり非常に常識外れ、かつ無責任な行為としか思えません。自分のところで作ったゴミを他県へ運び出すことに関しては、どのようにお考えですか。

また、高レベル放射性廃物を青森県に半永久的に置くことに対して、何が不安なのですか。具体的にお答えください。青森県民がもうそのゴミは青森県で引き受けるしかないと決断した場合、貴職は県民の意思に従うのですか。

答1 高レベル放射性廃棄物の最終処分は、電力の恩恵を受ける全ての国民の問題であり、国の明確な責任の下、国民の理解を得て、最終処分地の早期選定が図られるよう、政府一体として取り組むべきものと考えています。

2 本県では、昭和59年に電気事業連合会から原子燃料サイクル施設の立地協力要請を受けた際、高レベル放射性廃棄物についてはあくまでも一時貯蔵を前提として受諾したものです。

3 その後、六ヶ所村へのガラス固化体受入れ開始前である平成6年及び平成7年に、本県においてなし崩し的に最終処分が行われるのではないかとの県民の不安、懸念を踏まえ、国から「青森県を最終処分地にしない」旨の確約を得たところです。

4 三村知事は、就任以来、過去2代の知事が国から得た確約を県民との確約として重く受け止め、機会あるごとに、この確約がしっかり引き継がれていることを国に確認するとともに、これまで終始一貫して、青森県を最終処分地にしないという方針を堅持してきました。

5 その上で、「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」ことを明確かつ明快に確認したいとの思いから、今回、改めて国に照会したところ、国からは「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します。」との回答を得たところです。

6 なお、「青森県民がそのゴミは青森県で引き受けるしかないと決断した場合」という仮定の質問にはお答えできません。